

奥多摩町の工事請負に係る制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び奥多摩町契約事務規則（昭和45年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、制限付一般競争入札を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 制限付一般競争入札の対象は、原則として設計金額が1件1億円以上の建設工事に係る入札であって、町長が決定する。ただし、特に町長が必要と認める場合はこの限りでない。

(参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 政令第167条の4に規定する制限に該当しない者。
- (2) 奥多摩町競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、対象工事と同種の工事種目に登録されているもの。
- (3) 奥多摩町工事請負業者指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止措置の期間中でない者。
- (4) 奥多摩町契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第30号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）による奥多摩町の契約から排除する措置（以下「停止措置」という。）が行われた者については、当該停止措置が解除された者。
- (5) 奥多摩町指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）で決定された資格要件を満たしている者。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める資格を有する者。

(委員会の審議)

第4条 町長は、第2条に規定する対象工事及び前条第6号に規定する参加資格を定めるときは、委員会の審議を経て決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 入札の公告については、政令第167条の6及び規則第7条の規定によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町長は、入札が成立するために必要な入札参加者数を公告するものとする。

(入札の参加申請)

第6条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申込者」という。）は、前条の規定による公告により定める書類をその期限までに、

町長に提出しなければならない。

（参加資格の審査及び通知）

第 7 条 町長は、委員会において第 3 条に規定する入札参加資格及び前条の規定により提出された書類等（以下「書類等」という。）を審査し、制限付一般競争入札の参加資格の有無を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに入札参加申込者に審査結果を通知するものとする。

（公表等の制限）

第 8 条 制限付一般競争入札参加申込者名簿及び書類等は、公表しない。

2 書類等は、入札参加申込者に返還しない。

（制限付一般競争入札の実施）

第 9 条 町長は、第 7 条の規定により参加資格を有すると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）を対象として、制限付一般競争入札を行うものとする。

（不適格者への説明）

第 10 条 町長は、第 7 条の規定により、参加資格を有しないと認めた者からその理由を求められたときは、説明を行うものとする。

（入札保証金）

第 11 条 入札保証金については、規則第 9 条の規定によるものとする。

（参加資格の喪失）

第 12 条 町長は、第 7 条の規定による決定をした後において入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、制限付一般競争入札に参加させないものとする。

（1） 政令第 167 条の 4 に規定する制限に該当するとき。

（2） 書類等に虚偽の記載があったとき。

（3） 指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき。

（4） 暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたとき。

（参加資格喪失の通知）

第 13 条 町長は、前条の規定により入札参加資格者が制限付一般競争入札の参加資格を失ったときは、その旨を通知するものとする。

（入札回数）

第 14 条 入札執行の上限回数は、3 回を限度とする。

（入札の中止等）

第 15 条 制限付一般競争入札は、次の各号のいずれかに該当する場合に中止する。

（1） 入札参加申込者がいないとき。

（2） 第 7 条第 1 項の規定による審査の結果、入札参加資格者が 1 者以下のとき。

2 制限付一般競争入札の参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す

る法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触するおそれがあるとき、その他制限付一般競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、その執行を中断し、又は中止することができる。

（入札中止の通知）

第１６条 町長は、前項の規定により入札を中止した場合は、入札参加資格者へその旨を通知しなければならない。

（委任）

第１７条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。